

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の経緯

本市では、2005年8月の新市発足後、2008年3月に策定された「八代市総合計画」や旧八代市及び旧泉村において策定されていた環境基本計画の内容を踏まえ、2009年2月に「第1次八代市環境基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、また、2015年1月には、本市の環境を取り巻く状況の変化などを踏まえ、中間見直しを行いました。

第1次基本計画は、「人と自然が調和するまち やつしろ」を環境像として掲げ、その実現のために市民、市民団体、事業者及び市が取り組むべき事項などを定めたものであり、これまで各主体が連携しながら、環境施策や事業を推進してきたところですが、2018年度をもって計画期間が満了となりました。

このようなことから、これまでの取組の成果や課題、また、環境を取り巻く新たな動きなどを踏まえ、引き続き、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次八代市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

(2) 環境を取り巻く動向

近年、国際社会では、持続可能な世界を実現するための「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減の新たな枠組みである「パリ協定」、国際的な水銀対策に関する「水俣条約」の採択などの大きな動きがあります。

国では、このような国際的な動きを踏まえ、2018年4月に「第五次環境基本計画」が決定され、「地域循環共生圏¹⁾」の創造などを通じた、持続可能な循環共生型の社会を目指すべき姿として位置づけ、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための環境政策が展開されています。

また、熊本県においては、2016年2月に「第五次熊本県環境基本計画」が策定され、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」・「安全で快適な生活環境」という4つの目指すべき姿を実現するための取組が進められています。

本市においては、2018年3月に、市政におけるすべての施策の基本となる「第2次八代市総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）を策定したところです。

第2次総合計画では、環境分野に関する基本目標を「人と自然が調和するまち」と定め、その実現のため、「環境を支えるひとづくり」、「自然と共生するまちづくり」及び「環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり」の3つを施策の大綱として整理しています。

1) 地域循環共生圏：都市や農山漁村などが、それぞれの地域ごとに資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、相互に資源を補完し、支え合いながら、地域の活力を最大限に発揮させようという考え方。〔参考：「第五次環境基本計画（2018年4月、環境省）」、「平成30年版環境・循環型社会・生物多様性白書（2018年6月、環境省）」〕

(3) 第1次基本計画の主な取組・成果及び今後の課題

第1次基本計画の計画期間における主な取組や成果、今後の課題について、第1次基本計画の環境目標ごとに整理します。

①自然環境の保全

渡り鳥の生息地として国際的に重要な球磨川河口干潟に県指定鳥獣保護区が指定されたほか、これまで大学や市民団体と連携し、自然観察会などを通して本市の貴重な自然について啓発を行うなど、生物多様性の保全に関する取組を実施してきました。

また、多様で豊かな自然を活かして、これまで農林水産業の振興を図ってきましたが、近年では、農林水産物への鳥獣被害が顕在化しています。

自然環境を保全しつつ、引き続き、野生鳥獣による被害防止を図るなど、人と自然が共生する地域づくりを進めていく必要があります。

②環境保全行動の促進

環境学習出前講座や環境イベント、市内全ての小・中・特別支援学校における「熊本県学校版環境 ISO コンクール」の取組などを通して、子ども達をはじめ、市民への環境問題などに関する啓発や環境保全行動の促進を図ってきました。

また、環境保全に関する協働体制として発足した「八代市環境パートナーシップ会議」においては、毎年度、第1次基本計画の進捗状況に対する点検・評価を行ったほか、新たな再生可能エネルギーの普及・利用方策などに関する検討を行ってきました。

今後、「エコイトやつしろ」（八代市環境センター）を環境学習の拠点として活用しながら、市民団体などと連携し、市民への啓発活動を展開するなど、環境学習・環境教育の充実を図っていく必要があります。

③生活環境の保全

市内の主要な事業場については、工場排水や悪臭、騒音・振動などの調査を計画的に実施し、また、必要に応じて、環境保全協定²⁾の締結・改定を進めたほか、本市の貴重な資源である地下水については、モニタリング調査を継続してきました。

本市の大気や水の一般環境は、概ね環境基準³⁾を達成していますが、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント⁴⁾や、微小粒子状物質⁵⁾については環境基準非達成となっています。引き続き、熊本県から発令される注意報や注意喚起などに対して、市民への迅速な情報提供に努めていく必要があります。

また、地域の環境問題としては、近年、空き地などの雑草繁茂や害虫の発生など、環境美化に関する相談や苦情が非常に多く、市民が市に求める環境施策としても、そのニーズは高くなっています。

④地球環境問題への対応

家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、環境情報紙や環境学習出前講座を通して省エネ・省資源対策などを周知・啓発したほか、夏の省エネを促進するため、熊本県地球温暖化防止活動推進員⁶⁾と協力し、緑のカーテンの普及のための取組を実施してきました。

市では、「八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」などに基づき、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量を削減するとともに、市有施設への再生可能エネルギー設備の普及に取り組みました。

また、住宅用太陽光発電システムの普及や再生可能エネルギーの利用促進を目的とした補助事業を創設し、一般家庭における温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。2018年12月現在、本市における住宅用太陽光発電システムの普及率は約14%となっており、第1次基本計画に掲げられた数値目標を達成しています。

今後も温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化などの進行による気候変動への対応として、夏の暑さ対策などの適応策についても検討を進めていく必要があります。

⑤循環型社会の推進

八代市清掃センターの老朽化に伴い、2010年7月に発令した「ごみの非常事態宣言」を受けて、市では、資源物の対象品目を拡充するとともに、分別の徹底や生ごみの減量化に関する啓発や広報活動を強化するなど、燃えるごみの減量に取り組みました。

燃えるごみの搬入量は減少傾向にありますが、循環型社会の実現を目指し、今後も市民や事業者の協力のもと、3R⁷⁾の推進を図っていく必要があります。

また、新たな廃棄物処理施設であるエコイトやつしろの整備を進め、2018年7月から、一部供用を開始しました。

今後は、し尿処理施設や最終処分場などの老朽化に適切に対処していくとともに、「平成28年熊本地震」の経験を踏まえ、台風災害だけではなく、大規模災害を想定した廃棄物の処理体制などを検討・構築しておく必要があります。

2) 環境保全協定：公害の防止などに対する事業者の取組を促進するため、市と事業者との合意に基づき締結する協定。

3) 環境基準：人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準(行政上の目標)。大気汚染や水質汚濁、騒音、土壌汚染について環境基準が定められている。

4) 光化学オキシダント：化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素、揮発性有機化合物などが、強い紫外線により光化学的に変化し、生成された酸性物質のこと。その約90%はオゾンと言われている。高濃度の状態では皮膚や呼吸など、健康への影響が懸念される。

5) 微小粒子状物質 (PM2.5)：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm (マイクロメートル) 以下のもの。粒径が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいため、呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスク上昇や循環器系への影響も懸念されている。

⑥総括

第 1 次基本計画期間中の大きな出来事として、東日本大震災に伴う原発事故により、安全安心な再生可能エネルギーに対する国民の期待や関心が大きく高まり、本市においても住宅用太陽光発電システムをはじめ、再生可能エネルギー設備が加速度的に普及したことが挙げられます。

また、自然の脅威を改めて実感することになった「平成 28 年熊本地震」では、災害時における廃棄物処理や環境関連施設の老朽化などの課題が浮き彫りになった一方で、私たちの生活を支える地下水のありがたさなどを再認識しました。

2018 年 3 月には、全国初のダム撤去となる荒瀬ダムの撤去工事が完了したほか、近年では、クルーズ客船寄港に伴う外国人観光客の増加など、地域の社会情勢にも大きな変化が起きています。

このような中、第 1 次基本計画に掲げられた取組については、各主体との協力や連携のもと推進を図ってきたところであり、概ね進展したものと考えます。

しかしながら、第 1 次基本計画の基軸に位置づけた「ひとつづくり」の重要性は益々高まっており、さらには、3Rの推進や衛生環境の充実など、多様化する市民ニーズなどを反映した環境施策を講じていくことが求められている状況にあります。

また、現在、本市が抱える環境行政上の課題としては、老朽化した環境関連施設の更新や長寿命化が挙げられます。火葬場のほか、し尿処理施設や最終処分場など、一般的に迷惑施設として分類される施設ですが、市民生活には不可欠な施設であり、次世代の課題として残さぬよう、これらの施設整備に道筋をつけることが急務となっています。

このように、今後は、ハード・ソフト両面から環境基盤の整備を進めることが非常に重要となっています。

2. 計画の目的

本計画は、「八代市環境基本条例」（以下「基本条例」という。）第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針や取り組むべき具体的な施策を示すとともに、市、市民、環境保全活動を行う市民団体（以下「環境活動団体」という。）及び事業者のそれぞれが配慮すべき事項などを定めています。

6) 熊本県地球温暖化防止活動推進員：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県知事が委嘱。推進員は地球温暖化防止に関する普及啓発などの活動を担う。

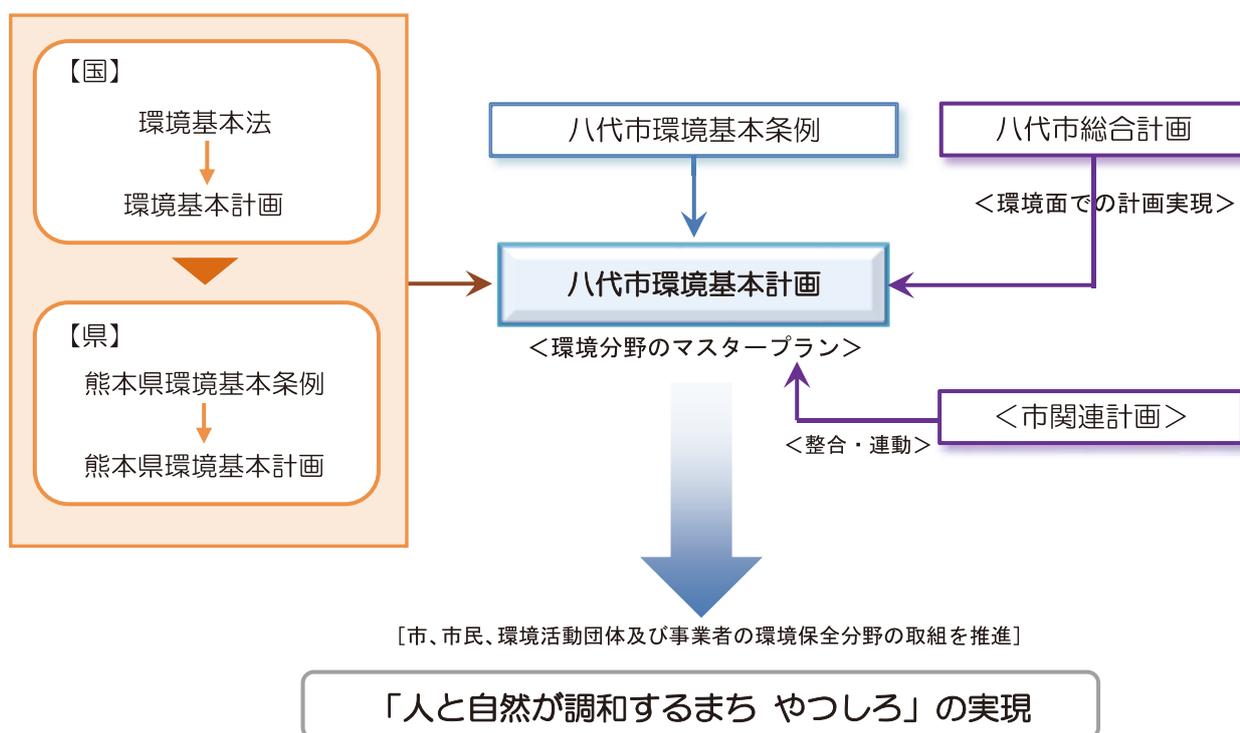
7) 3R：Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の総称。第 1 に、まずはごみとなるものをもらったりしないなど資源の消費を控えること（発生抑制）、第 2 に、ものを大切に使う、または繰り返し使うこと（再利用）、最後に、使えなくなったら原材料などとして利用する（再生利用）という考え方。

3. 計画の位置づけ

本計画は、第2次総合計画を環境面から実現するための計画であるとともに、快適な環境の保全・創造のための施策の基本となる「環境分野のマスタープラン」として、また、各主体の活動を環境保全型へと誘導するための指針として位置づけます。

なお、市の関連する他の計画と整合・連動を図るとともに、国及び県の環境基本計画において示された施策などに準じて、本市が取り組むべき環境保全施策などについて取りまとめます。

また、本計画中の地球温暖化対策に係る部分については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「八代市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」として位置づけます。



4. 計画の対象地域及び環境の範囲

本計画の対象地域は、八代市全域とし、市域で解決できない広域的な課題については、関係機関と連携して取り組みます。

本計画の対象とする環境の範囲は、山や川、海などの自然環境をはじめ、水や大気、騒音・振動、衛生害虫などの生活環境に関わる地域の環境問題、日常生活に密接に関わるごみ問題、さらには地球温暖化などの地球環境問題とします。

また、これらの環境を保全していくうえで重要な役割を担う「ひとづくり」に係る環境学習・環境保全行動を包含するものとします。

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2026年度の8年間とします。

6. 計画推進の主体

本計画の推進主体は、市、市民、環境活動団体及び事業者です。それぞれが基本条例に掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら本計画を推進することとします。

7. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

